

国自安第71号の2
国自旅第172号の2
国自整第116号の2
令和5年9月29日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長
(公 印 省 略)

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の
基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、
了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

(別添)

国自安第71号
国自旅第172号
国自整第115号
令和5年9月29日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長
(公印省略)

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」
の一部改正について

今般、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成28年11月18日付け国自安第157号、国自旅第227号、国自整第220号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: right;"> 国自安第157号 国自旅第227号 国自整第220号 平成28年11月18日 一部改正 平成29年 1月13日 一部改正 平成29年 3月14日 一部改正 令和 2年11月18日 一部改正 令和 3年 5月28日 <u>一部改正 令和 5年 9月29日</u> </p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>(略)</p> <p>1. 通則</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項から第3項までの規定に係る違反行為をいう。）に伴い引き起こした重大事故等（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者（最初に事故に関与した車両等の<u>運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）</u>のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が</p>	<p style="text-align: right;"> 国自安第157号 国自旅第227号 国自整第220号 平成28年11月18日 一部改正 平成29年 1月13日 一部改正 平成29年 3月14日 一部改正 令和 2年11月18日 一部改正 令和 3年 5月28日 </p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>(略)</p> <p>1. 通則</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項から第3項までの規定に係る違反行為をいう。）に伴い引き起こした重大事故等（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者（最初に事故に関与した車両等の<u>運転者</u>のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。）と推定されるものに限る。）</p>

軽い者をいう。以下同じ。)と推定されるものに限る。)をいう。以下同じ。)の内容が次に掲げる場合は、(5)の基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)の基準による基準日車等の2倍((5)の基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車)とする。

①・② (略)

(8)～(12) (略)

(13) 法第22条の2若しくは第29条の3又は運輸規則第38条第6項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、(12)①から③までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

(14)・(15) (略)

2. 法令違反に係る点数制度

(1)～(3) (略)

(4) 違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分等を行った日(行政処分等を行うべく決裁を行った日をいう。以下同じ。)から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。ただし、行政処分等を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分等を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

① 当該行政処分等を行った日以前の2年間において行政処分等を受けていないこと。

② 当該行政処分等に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分等を行った日から2年間、行政処分を受けていないこと。

③ 当該行政処分等を行った日から2年間、重大事故等を引き起こしていないこと。

④ 当該行政処分等を行った日から2年間、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、無車検運行及び無保険運行がないこと。

(5) 行政処分等を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。

(6) (略)

(7) 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又

をいう。以下同じ。)の内容が次に掲げる場合は、(5)の基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)の基準による基準日車等の2倍((5)の基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車)とする。

①・② (略)

(8)～(12) (略)

(13) 法第22条の2若しくは第29条の3又は運輸規則第38条第5項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、(12)①から③までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

(14)・(15) (略)

2. 法令違反に係る点数制度

(1)～(3) (略)

(4) 違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日(行政処分を行うべく決裁を行った日をいう。以下同じ。)から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

① 当該行政処分を行った日以前の2年間において行政処分を受けていないこと。

② 当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けていないこと。

③ 当該行政処分を行った日から2年間、重大事故等を引き起こしていないこと。

④ 当該行政処分を行った日から2年間、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、無車検運行及び無保険運行がないこと。

(5) 行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。

(6) (略)

(7) 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又

は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分等を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分等を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。

3. 自動車等の使用停止処分

(1)～(6) (略)

(7) (略)

イ (略)

ロ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者等が健康診断を受診していない場合。ただし、直近1か年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。

ハ～ニ (略)

(8) (略)

(9) 貸切の監査方針に規定する街頭監査において、運行中の自動車に係る輸送の安全に関わる法令違反（所要の交替運転者がいない場合、運転者等の疲労、疾病により安全な運行が継続できないおそれを確認した場合、点呼未実施、アルコール検知器の不所持、運行指示書の未作成・不携行・記載漏れ等をいう。なお、明らかな酒気帯び、無車検運行等の道路交通法に係る違反が疑われた場合は、警察機関へ通報する。）を確認した場合は、是正を確認するまでの間、当該自動車の使用の停止処分を行うものとする。なお、行政手続法第13条第2項第1号に規定された「公益上、緊急に不利益処分をする必要がある」に従い、弁明の機会の付与の手続きを執らざることとする。

(10)・(11) (略)

4. 事業の停止処分

(1) (略)

① (略)

② (略)

イ～ハ (略)

ニ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者等が健康診断を受診していない場合。ただし、直近1か年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。

ホ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第24条第1項から第3項ま

は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。

3. 自動車等の使用停止処分

(1)～(6) (略)

(7) (略)

イ (略)

ロ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者が健康診断を受診していない場合。ただし、直近1か年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。

ハ～ニ (略)

(8) (略)

(9) 貸切の監査方針に規定する街頭監査において、運行中の自動車に係る輸送の安全に関わる法令違反（所要の交替運転者がいない場合、運転者の疲労、疾病により安全な運行が継続できないおそれを確認した場合、点呼未実施、アルコール検知器の不所持、運行指示書の未作成・不携行・記載漏れ等をいう。なお、明らかな酒気帯び、無車検運行等の道路交通法に係る違反が疑われた場合は、警察機関へ通報する。）を確認した場合は、是正を確認するまでの間、当該自動車の使用の停止処分を行うものとする。なお、行政手続法第13条第2項第1号に規定された「公益上、緊急に不利益処分をする必要がある」に従い、弁明の機会の付与の手続きを執らざることとする。

(10)・(11) (略)

4. 事業の停止処分

(1) (略)

① (略)

② (略)

イ～ハ (略)

ニ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者が健康診断を受診していない場合。ただし、直近1か年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。

ホ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第24条第1項から第3項ま

<p>までの規定に違反して、全<u>運転者等</u>に対して点呼を全く実施していない場合</p> <p>へ～ル（略）</p> <p>③（略）</p> <p>（２）～（１１）（略）</p> <p>５．許可の取消処分</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）次に該当することとなった場合には、許可の取消処分を行うことができるものとする。なお、処分は、個別の情状を十分かつ総合的に勘案して行う。</p> <p>当該事業者勤務する<u>運転者等</u>が、事業用自動車の運行中に、第一当事者と推定される重大事故等を引き起こしたことにより甚大な人身の被害をもたらした場合であって、当該事業者が悪質な法令違反があると認められる場合</p> <p>（３）（略）</p> <p>附 則（略）</p> <p><u>附 則（令和５年９月２９日 国自安第７１号、国自旅第１７２号、国自整第１１６号）</u></p> <p><u>１．この通達は、令和５年１０月１日から施行する。</u></p> <p><u>２．令和５年９月３０日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものし、令和５年４月１日以降に確認した違反行為にあっては、改正後の運輸規則の規定に読み替えて行政処分等を行うものとする。</u></p>	<p>での規定に違反して、全<u>運転者</u>に対して点呼を全く実施していない場合</p> <p>へ～ル（略）</p> <p>③（略）</p> <p>（２）～（１１）（略）</p> <p>５．許可の取消処分</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）次に該当することとなった場合には、許可の取消処分を行うことができるものとする。なお、処分は、個別の情状を十分かつ総合的に勘案して行う。</p> <p>当該事業者勤務する<u>運転者</u>が、事業用自動車の運行中に、第一当事者と推定される重大事故等を引き起こしたことにより甚大な人身の被害をもたらした場合であって、当該事業者が悪質な法令違反があると認められる場合</p> <p>（３）（略）</p> <p>附 則（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>
---	---

○一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新				旧			
適用条項	違反行為	初違反	基準日車等 再違反	適用条項	違反行為	初違反	基準日車等 再違反
運送法第15条第3項	事業計画の事前変更届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の数等	10日車	20日車	運送法第15条第3項	事業計画の事前変更届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の数	10日車	20日車
運輸規則第15条の2第1項	特定自動運行保安員の選任数に関する義務違反	警告	10日車	(新設)			
運輸規則第15条の2第2項	特定自動運行保安員の乗務等義務違反	警告	10日車	(新設)			
運輸規則第15条の2第3項	特定自動運行旅客運送のための体制の整備違反	10日車	20日車	(新設)			
運輸規則第15条の2第4項	特定自動運行旅客運送の事故の場合の旅客及び死傷者に対する措置義務違反 1 旅客に対する措置義務違反 2 死傷者の措置義務違反	警告 60日車	10日車 120日車	(新設)			
運輸規則第15条の2第6項	特定自動運行旅客運送の運行時刻前発車等の禁止違反	勸告	警告	(新設)			
運輸規則第15条の2第9項	特定自動運行旅客運送の警告器吹鳴義務違反	警告	10日車	(新設)			
運輸規則第21条第4項	酒酔い・酒気帯び運行の業務	100日車	200日車	運輸規則第21条第4項	酒酔い・酒気帯び乗務	100日車	200日車
運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(注1) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3) 3 疾病、疲労等による運行の業務 4 薬物等使用運行の業務	警告 20日車 40日車 40日車 80日車 80日車 100日車	10日車 40日車 80日車 80日車 160日車 200日車	運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注1) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上(注2) 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注3)(注4) 3 疾病、疲労等による乗務 4 薬物等使用乗務	警告 20日車 40日車 40日車 80日車 80日車 100日車	10日車 40日車 80日車 80日車 160日車 200日車
(注1) 疾病のおそれのある運行の業務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で運行の業務に従事させることをいう。 (注2) 通達本文4.(1)②二に該当するものを除く。 (注3) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注4) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに運行の業務に従事させていた場合、又は、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに運行の業務に従事させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、2を適用した運転者は、1の調査対象から除く。				(注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (注2) 通達本文4.(1)②二に該当するものを除く。 (注3) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注4) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。			
運輸規則第21条第7項	乗務員等の体調悪化時等における措置義務違反	警告	10日車	運輸規則第21条第7項	乗務員の体調悪化時等における措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第25条第1項、第2項、第4項	業務の記録義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記録事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載	30日車 警告 60日車	60日車 10日車 120日車	運輸規則第25条第1項、第2項、第4項	乗務等の記録義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記録事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載	30日車 警告 60日車	60日車 10日車 120日車
運輸規則第37条第1項	乗務員等台帳の作成、備付け義務違反 1 作成 ①一部作成なし ②全て作成なし 2 記載事項等の不備	10日車 20日車 警告	20日車 40日車 10日車	運輸規則第37条第1項	乗務員等台帳の作成、備付け義務違反 1 作成 ①一部作成なし ②全て作成なし 2 記載事項等の不備	10日車 20日車 警告	20日車 40日車 10日車
運輸規則第37条第2項、第5項	乗務員等台帳の保存義務違反	警告	10日車	運輸規則第37条第2項 (新設)	乗務員等台帳の保存義務違反	警告	10日車
運輸規則第38条第3項	特定自動運行保安員に対する指導監督義務違反 特定自動運行保安員に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録 ① 一部記録なし又は記録の一部保存なし ② 全て記録なし又は記録の全部保存なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載	警告 警告 40日車 警告 60日車	10日車 10日車 80日車 10日車 120日車	(新設) (新設)			

運輸規則第38条第4項	車掌に対する指導監督義務違反	警告	10日車	運輸規則第38条第3項	車掌に対する指導監督義務違反	警告	10日車
運輸規則第38条第5項	非常用信号用具等取扱指導義務違反	勧告	警告	運輸規則第38条第4項	非常用信号用具等取扱指導義務違反	勧告	警告
運輸規則第38条第6項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第6項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。)による全従業員に対する指導監督義務違反	警告	10日車	運輸規則第38条第5項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第5項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。)による全従業員に対する指導監督義務違反	警告	10日車
運輸規則第41条	乗務員等服務規律制定義務違反	警告	10日車	運輸規則第41条	乗務員服務規律制定義務違反	警告	10日車
運輸規則第42条第1項	事業用自動車内の事業者名等表示義務違反	警告	10日車	運輸規則第42条第1項	事業用自動車内の運転者氏名等揭示義務違反	警告	10日車
運輸規則第42条第3項	禁煙表示義務違反	勧告	警告	(新設)			
運輸規則第45条 (道路運送車両法(以下「車両法」という。)第40条から第43条まで、第47条)	点検整備関係義務違反 整備不良車両 1 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なもの及び4を除く。) 2 不正改造のもの 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用 4 ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故が発生したもの(注)	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数	運輸規則第45条 (道路運送車両法(以下「車両法」という。)第40条から第43条まで、第47条)	点検整備関係義務違反 整備不良車両 1 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) 2 不正改造のもの 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数
	(注) ・車輪が脱落した要因に事業者の関与が無く、事業者による点検整備が確実に行われていたことの証明があった場合を除く。 ・車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車に限る。			(新設)			
運輸規則第48条の4第1項	死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反	20日車	40日車	運輸規則第48条の4第1項	死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反	20日車	40日車
	運行管理者の講習受講義務違反	10日車	20日車		運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反	10日車	20日車